

「光に住んで、働こうやー！」支援事業における「中小企業者等」

事業者区分	資本金又は出資金の額及び常時使用する従業員数等の要件
個人事業主	資本金の額又は出資の総額が10億円以下又は常時使用する従業員の数が2,000人以下
会社（会社法（平成17年法律第86号）上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）	
医業を主たる事業とする法人	
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	
特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数が2,000人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、学校法人	—
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の3分の2以上が資本金又は出資の総額が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の法人又は常時50人（卸売業又はサービス業

	を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が資本金又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が資本金又は出資の総額が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者
内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が資本金又は出資金が3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。
技術研究組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの。
一般社団法人	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること。